

(別記)

令和7年度岩手県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 本県は、広大な農地や変化に富んだ気象条件など農業資源に恵まれ、各地域で立地特性を生かした多彩な農業が展開されており、我が国の食料供給基地としての役割を担っている。

これまで、米、畜産に加え、きゅうり、ピーマン、トマト、キャベツ、りんどうなどの園芸の産地づくりに取り組んでおり、令和5年の農業産出額は2,975億円（前年比+316億円）で、東北第2位（前年同）、全国第9位（前年11位）となっている。

【令和5年の農業産出額（下段：前年比）】

合計	米	麦・大豆等	園芸・工芸等	畜産
2,975億円 (+316億円)	527億円 (+59億円)	17億円 (▲3億円)	457億円 (前年同)	1,975億円 (+261億円)

(注：ラウンドの関係で合計と各項目の合計が一致しない場合がある。)

- 水田では、岩手県農業再生協議会が作成する「水田農業の推進方針（令和4年9月策定）」に基づき、主食用米と転換作物を組み合わせた取組を推進しており、令和6年の作付状況は、水田面積（令和6年の田本地面積：85,500ha）の50%が主食用米で、次いで飼料作物、飼料用米、大豆、麦、野菜などとなっている。

引き続き、需給と価格の安定に向け、需要に応じた主食用米の生産と、収益性・定着性のある品目への作付転換により農業者の所得確保を図ることが必要である。

【水田の利活用状況】

(単位:ha)

	令和2年産	3年産	4年産	5年産	6年産
主食用米	48,200	46,200	43,700	42,800	43,100
備蓄米	687	656	653	663	644
加工用米	1,104	1,196	1,361	1,283	1,277
新規需要米	5,662	7,036	8,485	8,582	7,798
飼料用米	3,589	4,683	5,830	5,739	4,802
WCS用稲	1,758	1,939	2,234	2,396	2,532
米粉用米	71	71	76	30	17
新市場開拓用米	244	343	345	417	435
麦	3,348	3,310	3,325	3,491	3,494
大豆	3,531	3,764	4,073	4,196	4,052
飼料作物	7,735	7,794	7,316	6,717	6,134
そば	586	625	610	633	569
野菜	1,301	1,265	1,299	1,200	1,156
花き・花木	377	368	359	337	321

※農林水産省「水田における作付状況」、野菜及び花き・花木は産地交付金の交付対象面積
畑地化事業により畑地化した面積は含まない。

- 令和2年の基幹的農業従事者数は44,458人で、10年前（平成22年）と比較して▲22,218人（▲33%）となっており、基幹的農業従事者のうち65歳以上が7割強を占めている。

このため、本県においては、地域計画に位置付けられた担い手等の育成と合わせ、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を進めている。引き続き、農地の集積・集約化による作業の効率化・低コスト生産等を推進し、本県の水田農業を支える担い手の育成に取り組んでいく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 需要に応じた主食用米の生産と併せ、水田を最大限に活用し、気象や立地条件など地域の実情を踏まえた転換作物の作付拡大を推進する。
転換作物の生産においては、品目ごとの収益性・定着性や今後の需要等を踏まえ、「園芸作物」、「大豆」、「小麦」及び「新市場開拓用米」を重点推進品目として推進する。
- 水田から野菜等の園芸作物（高収益作物）の作付転換では、排水不良や栽培管理の不徹底などによる単収の低さが課題となっているため、導入に向けては、明渠・暗渠の施工等による排水改善や、適正な肥培管理、団地化による作業効率の向上、機械化体系の導入による省力化を推進する。
併せて、県及び関係団体が一体となって地域をサポートするとともに、地域の取組状況・意向を踏まえ県の水田農業高収益化推進計画を随時見直す。
- また、主食用米の需要が年々減少する中、水田農業を、新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換していくことが必要であるため、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業等を活用し、国内外の新たな需要（輸出用、加工・業務用など）に対応した低コスト生産の取組を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 転換作物の生産においては、同一農地での連作は病気や収量低下等の連作障害が発生することから、生産性向上に有効な「水稻と転換作物のブロックローテーション（田畑輪換）」を基本とし、ブロックローテーション体系の構築に向けた検討が進むよう情報提供等を行う。
なお、転換作物の作付が固定化している場合や、ブロックローテーション（田畑輪換）の取組が困難な場合は、畑作物の本作化に向け、畑地化促進事業を活用した「畑地化」も推進する。

4 作物ごとの取組方針等

本県は、広大な面積を有し、地域により気象条件、農業構造等が異なっていることから、地域の主体的な取組を尊重するとともに、適地適作を推進しながら経営所得安定対策をはじめ水田農業関連対策を有効に活用し、農業経営の安定・水田農業の高収益化を図ることとする。

(1) 主食用米

令和3年3月に策定した「いわてのお米ブランド化生産・販売戦略」に基づき、実需者ニーズに応じた高品質・良食味米の安定生産、生産コストの低減と省力化等による経営安定に向けた取組等を推進するとともに、販売促進の取組を強化し、米主産地としての地位確保に向けて取り組むとともに、県で設定した生産目安に基づき、需要に応じた生産を推進する。

(2) 備蓄米

県別優先枠を活用し、落札数量に応じた生産に取り組む。

※ 備蓄米については、令和7年産米の備蓄米に関する政府買入の動向を踏まえ、主食用米及び非主食用米等へ変更する場合がある。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が年々減少している状況を踏まえ、水田機能を維持できる飼料用米への転換を推進してきたところ。引き続き、本県で開発した多収品種の導入推進や、「飼料用米多収日本一」への参加誘導等により、飼料用米の単収向上を目指すとともに、県内の畜産事業者を中心とした実需者とのマッチングを支援していく。

イ 米粉用米

大手製麺業者と農業生産法人との間で契約栽培が行なわれるなど、地域の特色を活かした取組が進められていることから、今後とも需要に応じた生産を推進する。

また、米粉は、小麦代替として更なる需要拡大も期待されることから、需要に応じた作付を後押しするため、作付加算助成（県枠メニュー）を継続するとともに、主食用米並みの所得を確保できるよう低コスト生産の取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要が減少していく中、食料自給率の向上及び生産者の所得向上を図っていくためには、新たな需要を確保する必要があるため、作付加算助成（県枠メニュー）における助成額を引き上げるとともに、主食用米並みの所得を確保できるよう低コスト生産の取組を推進する。

エ WCS用稲

飼料用米の単収向上が困難な地域や、飼料基盤が少ない水田地帯にあっては、地域農業再生協議会が中心となって、地域の畜産農家やコントラクターとのマッチングを図り、地域内自給体制の構築を推進する。

また、近年、飼料高騰を背景に地域内需要が高まっていること等を踏まえ、作付拡大助成（県枠メニュー）において、需要に応じた作付拡大を支援する。

オ 加工用米

酒造用等の需要、県酒造組合等の県内需要を中心に、各地域の取組希望をマッチングさせながら取り組むとともに、安定的な供給を図るため、複数年契約を推進する。

また、令和6年度からは、作付加算助成（県枠メニュー）の対象品目に追加し、需要に応じた作付けを支援するとともに、主食用米並みの所得を確保できるよう低コスト生産の取組を推進する。

(4) 大豆

大豆については、県中部及び県南部の水田地帯を中心に、生産組織や農業法人により作付され、作付面積も一定の水準を維持しており、転換作物として定着している（令和3年産の大豆作付面積のうち83%が水田における作付）。

一方、湿害等による生育不良のため、県単収が東北平均に比べて低位となっているほか、青立ち株等による汚損粒の発生などによる品質低下が課題であり、収量・品質の高位安定化が必要である。

このため、排水対策、適期作業などの基本技術の励行とともに、麦・大豆生産技術向上事業を活用し、生産ほ場の団地化や営農技術の導入等に取り組んだ生産者への技術的なフォローアップを実施しながら、単収の向上と作付面積の拡大を図る。

また、作付拡大助成（県枠メニュー）、地力向上助成（県枠メニュー）の継続により、需要に応じた作付拡大や土づくり・単収向上の取組を推進する。

加えて、必要に応じ、補助事業等を活用し乾燥調製施設の再編・整備等を進める。

(5) 小麦

小麦についても、大豆と同様、県中部の水田地帯を中心に、生産組織や農業法人により作付され、作付面積も一定の水準を維持しており、転換作物として定着している（令和3年産の小麦作付面積のうち90%が水田における作付）。

一方、湿害や連作障害の発生等により、県単収は全国及び東北平均と比べて低位となっているほか、収穫時の降雨による小麦の穂発芽等によって品質が低下することがあり、収量及び品質の向上に向けた対策が必要である。

このため、排水対策、適期作業などの基本技術の励行とともに、麦・大豆生産技術向上事業を活用し、生産ほ場の団地化や営農技術の導入等に取り組んだ生産者への技術的なフォローアップを実施しながら、単収の向上と作付面積の拡大を図る。

また、作付拡大助成（県枠メニュー）による需要に応じた作付拡大への支援を継続するとともに、地力向上助成（県枠メニュー）の対象品目に追加し、土づくり・単収向上を図る。

(5) 飼料作物

県内の飼料作物作付面積40,408haのうち、水田での作付面積は7,794ha（19%）を占めている（飼料用米及びWC S用稲を除く）。

関係機関・団体で組織する「酪農及び肉用牛のサポートチーム」が主体となり、牧草・飼料用とうもろこし等の収量・品質向上や、水田放牧等の取組拡大を支援し、水田の有効活用と良質な飼料作物生産を推進する。

また、子実用とうもろこしは、労働生産性等の生産上のメリットのほか、飼料価格が高騰している中、畜産経営の安定にも寄与することから、畜産農家の需要を確認の上、耕種農家への作付けを誘導するなどの取組を推進する。

なお、飼料用とうもろこし（青刈り、子実用）の作付拡大助成（県枠メニュー）を継続し、引き続き、作付拡大を支援する。

(6) そば、なたね

排水対策等の基本技術の徹底について指導を行う。また、県内業者の需要に応じた生産に取り組む。

そばについては、米、麦、そばの2年3作や、産地交付金を活用し、団地化や担い手への集積等の低コスト生産に向けた取組を推進する。

(7) 地力増進作物

高収益作物等の生産性向上に向けた計画的な土づくりの取組を推進していく。

(8) 高収益作物

規模拡大が期待できる大規模機械化一貫体系が確立されている土地利用型野菜8品目を対象に、引き続き、作付を支援する県枠メニュー設定するとともに、各地域においては、振興作物を定め、生産の拡大を図る。

また、令和5年度から実施している園芸作物（野菜、果樹、花き）の作付拡大助成（県枠メニュー）は継続し、引き続き、作付拡大を支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

令和7年度岩手県農業再生協議会会員名簿

委員

役職	所 属	代表者役職名	氏 名
委員（会長）	岩手県農業協同組合中央会	代表理事会長	伊藤 清孝
〃（副会長）	岩手県農林水産部	部長	佐藤 法之
〃（副会長）	全国農業協同組合連合会岩手県本部	県本部長	高橋 司
〃（副会長）	一般社団法人岩手県農業会議	代表理事会長	杉原 永康
〃	岩手県市長会	会長	内 舘 茂
〃	岩手県町村会	会長	鈴木 重男
〃	公益社団法人岩手県農業公社	理事長	佐々木 隆
〃	岩手県土地改良事業団体連合会	会長	高橋 隆
〃	岩手県農業農村指導士協会	会長	青沼 純一
〃	株式会社純情米いわて	代表取締役社長	松 田 功
〃	株式会社日本政策金融公庫盛岡支店	支店長	早川 博明
〃（監事）	岩手県信用農業協同組合連合会	代表理事理事長	荒木田 裕樹
〃（監事）	岩手県農業共済組合	組合長理事	沼田 弘美
参 与	東北農政局岩手県拠点	地方参事官	中邨 栄二郎

幹事

役職	所 属	職 名	氏 名
幹事長	岩手県農林水産部	農政担当技監	照井 富也
幹 事	岩手県農業協同組合中央会	参事	羽柴 郁夫
〃	全国農業協同組合連合会岩手県本部	副本部長	佐竹 雅之
〃	一般社団法人岩手県農業会議	専務理事兼事務局長	松岡 憲史
〃	公益社団法人岩手県農業公社	常務理事兼技監	千葉 和彦
〃	株式会社純情米いわて	専務取締役	—

事務局長・事務局次長

役職	所 属	職 名	氏 名
事務局長	岩手県農業協同組合中央会 営農農政部	部長	山 崎 勉
事務局次長	岩手県農林水産部 農業振興課	総括課長	高橋 真博
〃	岩手県農林水産部 農産園芸課	総括課長	柏原 一成
〃	岩手県農林水産部 畜産課	技術参事兼総括課長	村上 勝郎
〃	岩手県農業協同組合中央会 営農農政部 担い手支援班	担当部長	及川 清和
〃	一般社団法人岩手県農業会議	専務理事兼事務局長	松岡 憲史

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	43,100		44,389		43,500	
備蓄米	644		650		670	
飼料用米	4,802		4,500		5,750	
米粉用米	17		40		60	
新市場開拓用米	435		450		500	
WCS用稲	2,532		2,700		3,000	
加工用米	1,277		1,000		1,300	
麦	3,494		3,500		3,800	
大豆	4,052	136	4,200	100	5,200	
飼料作物	6,134	15	5,500	15	5,400	15
・子実用とうもろこし	84		90		100	
そば	1,229	660	1,200	550	1,200	
なたね	12		15		15	
地力増進作物	35		30		30	
高収益作物	1,761		1,538		1,405	
・野菜	1,156		1,000		900	
・花き・花木	321		310		300	
・果樹	12		8		5	
・その他の高収益作物	272		220		200	
その他	1		1			
・景観形成						
畑地化	600		700		700	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト	土地利用型野菜 作付助成	作付面積	（6年度） 435ha	（8年度） 540ha
2	新市場開拓用米、加工用米、米粉用米	作付加算助成	新市場開拓用米の 作付面積	（6年度） 435ha	（8年度） 500ha
			加工用米の 作付面積	（6年度） 1,277ha	（8年度） 1,300ha
			米粉用米の 作付面積	（6年度） 17ha	（8年度） 60ha
3	①園芸作物 ②麦・大豆、飼料用とうもろこし、WCS 用稲	作付拡大助成	園芸作物の 作付拡大面積	（6年度） 88ha	（8年度） 100ha
			麦・大豆、飼料用とうもろ こし、WCS用稲の作付拡大面 積	（6年度） 809ha	（8年度） 800ha
4	小麦、大豆	小麦・大豆の地力 向上助成	小麦の単収	（6年度） 244kg/10a	（8年度） 260kg/10a
			大豆の単収	（6年度） 110kg/10a	（8年度） 150kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 岩手県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	土地利用型野菜作付助成	1	35,000	えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト	・実需者等へ出荷・販売を行うこと。
2	作付加算助成	1	20,000～10,000	新市場開拓用米、加工用米、米粉用米	・加工用米等取組計画が受理されていること。 ・実需者等と出荷・販売契約等を締結し、出荷・販売を行うこと。 ・低コスト生産の取組を行うこと。
3	①作付拡大助成(園芸作物)	1	30a以上:30,000 30a未満:20,000	園芸作物	・実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ・作付面積が前年産より拡大していること。
3	②作付拡大助成(麦、大豆、飼料用とうもろこし、WCS用稲)	1	10,000	麦、大豆、飼料用とうもろこし、WCS用稲	・作付面積が前年産よりも10a以上拡大していること。 【麦、大豆】 ・実需者等と出荷・販売契約を締結し、出荷・販売を行うこと。 【飼料用とうもろこし】 ・実需者等と品質等の条件を含めた利用供給協定を締結し(自家利用の場合は自家利用計画書を作成)、出荷・販売を行うこと。 【WCS用稲】 ・加工用米等取組計画が受理されていること。
4	小麦・大豆の地力向上助成	1	5,000	小麦、大豆	・実需者等と出荷・販売契約を締結し、出荷・販売を行うこと。 ・同一の施肥管理を行っている圃場群毎に土壌診断を実施し、土壌診断結果(pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断)に基づき、肥料や土壌改良資材の施用を行うこと。 ・排水、湿害対策を行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

岩手県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
岩手県 (①)	425,374,000	425,374,000	425,300,000
地域農業再生協議会 合計 (②)	1,701,492,000	1,701,492,000	1,701,492,000
盛岡市農業再生協議会	41,609,000	41,609,000	41,609,000
盛岡市玉山地域農業再生協議会	32,714,000	32,714,000	32,714,000
八幡平市農業再生協議会	119,952,000	119,952,000	119,952,000
雫石町地域農業再生協議会	75,686,000	75,686,000	75,686,000
滝沢市農業再生協議会	25,326,000	25,326,000	25,326,000
岩手町農業再生協議会	18,350,000	18,350,000	18,350,000
葛巻町農業再生協議会	8,119,000	8,119,000	8,119,000
紫波町農業再生協議会	106,226,000	106,226,000	106,226,000
矢巾町農業再生支援協議会	38,449,000	38,449,000	38,449,000
奥州市農業再生協議会	379,727,000	379,727,000	379,727,000
金ヶ崎町農業再生協議会	54,492,000	54,492,000	54,492,000
花巻市農業推進協議会	231,239,000	231,239,000	231,239,000
北上市農業再生協議会	101,676,000	101,676,000	101,676,000
西和賀町農業再生協議会	29,481,000	29,481,000	29,481,000
遠野市農業再生協議会	43,196,000	43,196,000	43,196,000
一関地方農業再生協議会	276,103,000	276,103,000	276,103,000
釜石地域農業再生協議会	243,000	243,000	243,000
大槌町地域農業再生協議会	927,000	927,000	927,000
大船渡市農業再生協議会	1,143,000	1,143,000	1,143,000
陸前高田市農業再生協議会	8,998,000	8,998,000	8,998,000
住田町農業再生協議会	5,909,000	5,909,000	5,909,000
宮古地方農業再生協議会	11,714,000	11,714,000	11,714,000
久慈市農業再生協議会	9,910,000	9,910,000	9,910,000
洋野町農業再生協議会	16,135,000	16,135,000	16,135,000
野田村農業再生協議会	3,036,000	3,036,000	3,036,000
普代村農業再生協議会	74,000	74,000	74,000
二戸市農業再生協議会	26,129,000	26,129,000	26,129,000
一戸町農業再生協議会	10,808,000	10,808,000	10,808,000
軽米町農業再生協議会	13,598,000	13,598,000	13,598,000
九戸村農業再生協議会	10,523,000	10,523,000	10,523,000
合計 (①+②)	2,126,866,000	2,126,866,000	2,126,792,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分額

	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分額	2,126,866,000	2,126,866,000

3. 活用方法

配分枠

425,374,000

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3											合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	(参考) 支援年限 ※7					
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物				高収益作物				その他
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米								野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物	
1	土地利用型野菜作付助成	1	35,000														5,800	5,800	20,300,000	令和8年度		
2	作付加算助成(新市場開拓用米)	1	20,000							48,000								48,000	96,000,000	なし		
2	作付加算助成(加工用米、米粉用米)	1	10,000				5,000			80,000								85,000	85,000,000	なし		
3-①	作付拡大助成(園芸作物) (※30a以上の拡大)	1	30,000											4,000				4,000	12,000,000	なし		
3-①	作付拡大助成(園芸作物) (※30a未満の拡大)	1	20,000											5,000	1,000			6,000	12,000,000	なし		
3-②	作付拡大助成 (小麦、大豆、飼料用とうもろこし、WCS)	1	10,000	10,000	45,000	5,000			20,000									80,000	80,000,000	なし		
4	小麦・大豆の地力向上助成	1	5,000	120,000	120,000													240,000	120,000,000	なし		
合計(基幹)※4			実面積	130,000	165,000	5,000	5,000		20,000	80,000	48,000				14,800	1,000			468,800	※6		
合計(二毛作)※4			実面積																0	425,300,000		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

※7 支援年限を記入してください。(支援期間の最終年度を「令和〇年度」と記入し、ない場合は「なし」と記入してください。)

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

次の順に上限単価まで充当する(※調整後単価は、原則として10a当たり1,000円単位に調整)。

- ・整理番号3-① 作付拡大助成(園芸作物)(30a以上の拡大)
- ・整理番号3-① 作付拡大助成(園芸作物)(30a未満の拡大)
- ・整理番号3-② 作付拡大助成(麦、大豆、飼料用とうもろこし、WCS)
- ・整理番号2 作付加算助成
- ・整理番号4 小麦・大豆の地力向上助成
- ・整理番号1 土地利用型野菜作付助成

なお、上限単価に至らない用途がある場合は、以下の式のとおり算出する。

【計算式】調整後単価 = (追加配分額(残額) + 整理番号〇の所要額) / 整理番号〇の面積

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

次の順に計画単価の8割を下限に単価調整する。(※調整後単価は、原則として10a当たり1,000円単位に調整)。

- ・整理番号1 土地利用型野菜作付助成
- ・整理番号4 小麦・大豆の地力向上助成
- ・整理番号2 作付加算助成
- ・整理番号3-② 作付拡大助成(小麦、大豆、とうもろこし、WCS)
- ・整理番号3-① 作付拡大助成(園芸作物)(30a未満の拡大)
- ・整理番号3-① 作付拡大助成(園芸作物)(30a以上の拡大)

それでもなお所要額が配分額を超過する場合は、一律に単価を減額する。

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩手県		整理番号	1(継続 R元)		
使途名	【県枠メニュー】土地利用型野菜作付助成					
対象作物	野菜(具体的な作物名は別紙1)(基幹作物)					
単 価	35,000円/10a (上限単価:45,000円/10a)					
課 題	<p>【現状の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、県農業再生協議会が策定した「水田農業の推進方針(令和4年9月作成)」に基づき、需要に応じた米生産と併せ、転換作物の作付拡大を推進しているところであり、転換作物においては、園芸作物(野菜、花き・花木、果樹)を重点推進品目の一つに位置づけ、水田農業の高収益化を推進しているところ。 特に野菜については、「岩手県野菜生産振興計画」においても、水田を活用した土地利用型野菜の生産拡大を推進しており、大規模機械化一貫体系が確立(機械化され少人数でも大規模栽培可能)され、規模拡大が期待できる野菜品目(8品目)を対象に、作付の維持・拡大を図る。 <p>【前年度の目標の達成状況と要因】</p> <p>令和6年度は、目標達成に向け、地域農業再生協議会を通じた座談会及び新聞広告等を活用した周知活動のほか、作付規模拡大に対する助成を行ったものの、ブロックローテーション等により、前年度実績から47ha減少の435haとなり、目標を下回ったところ。</p> <p>引き続き、関係機関・団体による栽培技術の指導等により、作付の定着化を図っていく。</p> <p>【今年度の対応】</p> <p>本助成が令和元年度から実施しており、高単価であること等から、令和6年度からの基本単価は35,000円/10aに見直しているほか、固定化した使途設定とならないよう、令和7年度からは、「同一農地への支援は5年を上限」とし、助成を継続する。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	水田における対象品目の作付面積(ha) ※畑地化面積含む	目標	480	500	520	540
		実績	482	435		
内 容	対象者が、水田に対象作物を作付した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 <p>2 助成対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度以降の支援年数(当年産含む)の合計が5年以内の農地とする。 <p>3 取組要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 出荷・販売を目的として、対象作物の生産に取り組むこと。 実需者等へ出荷・販売を行うこと。 					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者</p> <p>営農計画書又は交付申請書及び販売伝票(必要に応じて出荷契約書、作業日誌等の収穫・出荷・販売・肥培管理を行ったこと分かる書類)</p> <p>2 取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。 					
成果等の確認方法	取組年度の12月末までに、以下の方法で確認する。 各地域農業再生協議会への調査(水田における対象8品目の作付面積 ※前年産まで助成対象としていた農地を、当年産に畑地化した場合も含む)により確認する。					
備考	<ul style="list-style-type: none"> 収益性の高い水田農業を目指すため、取組効果等の検証を行いながら、令和8年度まで継続していく予定である。 畑作物産地形成促進事業との重複は可能とする。 支援年限は令和8年度までとする。 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

別紙1 土地利用型野菜作付助成対象品目一覧

対象作物
えだまめ
キャベツ
たまねぎ
にんじん
ねぎ
にんにく
ばれいしょ
加工用トマト

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩手県		整理番号	2(継続 R6)						
使途名	【県枠メニュー】作付加算助成(新市場開拓用米、加工用米、米粉用米)									
対象作物	新市場開拓用米、加工用米、米粉用米(基幹作物)									
単 価	新市場開拓用米:20,000円/10a(上限:30,000円/10a) 加工用米、米粉用米:10,000円/10a(上限:20,000円/10a)									
課 題	<p>【現状の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、県農業再生協議会が策定した「水田農業の推進方針(令和4年9月作成)」に基づき、需要に応じた米生産と併せ、転換作物の作付拡大を推進しているところであり、転換作物においては、新市場開拓用米を重点推進品目の一つに位置づけ、水田農業の高収益化を推進しているところ。 また、世界の食料供給等をめぐるリスクが顕在化する中、米粉は小麦の代替として更なる需要拡大が期待されることから、米粉用米の取組を推進する必要がある。 加えて、酒造用等で実需者から安定した需要のある加工用米の取組を継続する必要がある。 端境期における主食用米の一時的な品薄状態が生じたこと等により、主食用米の価格上昇が続いていることで、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米から主食用米への作付転換が進むことが想定される。新市場開拓用米等については、各産地がこれまで取り引きしてきた国内外の実需者からの需要を逃すことのないよう、需要に応じた生産の維持・拡大を図っていく必要があるほか、生産者が主食用米並みの所得を確保できるよう、低コスト生産の取組を推進する必要がある。 <p>【前年度の目標の達成状況と要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新市場開拓用米の作付面積は、取り巻く環境が好転したこと等により、前年度実績から18ha増加の435haとなった。 米粉用米の作付面積は、一部地域での実需者との契約終了により、前年度実績から13ha減少の17haとなった。 <p>【今年度の対応】</p> <p>令和7年度は、加工用米を対象作物に追加し、低コスト生産の取組に向けて、スマート農業機器の導入・運用経費等の経費の一部を支援するとともに、当該品目の作付の維持・拡大に向けたインセンティブとして追加の支援を行う。</p>									
目 標	新市場開拓用米の作付面積	目標	令和5年度	400	令和6年度	450	令和7年度	480	令和8年度	500
		実績	417	435						
	加工用米の作付面積	目標	—	—	1280	1300				
		実績	1,283	1,277						
	米粉用米の作付面積	目標	—	40	50	60				
		実績	30	17						
内 容	対象者が、対象水田において対象作物を作付けし低コスト生産に取り組んだ場合、取組面積に応じて助成する。									
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 ・加工用米等取組計画書が受理されていること。 ・実需者等との出荷・販売契約等を締結し、出荷・販売を行うこと。 ・低コスト生産の取組(別紙2から1つ以上選択)を行うこと。 ※ コメ新市場開拓等促進事業に取り組む者は、当該事業とは異なる低コスト生産の取組を行うこと。</p>									
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 ・営農計画書又は交付申請書、農政局長からの情報提供書類。 ・必要に応じて作業日誌及び契約書等、出荷販売・供給が分かる書類。</p> <p>2 取組要件 ・新規需要米認定結果通知書。 ・新規需要米生産集出荷数量一覧表。 必要に応じて、作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったことが分かる書類。 ・現地確認及び水田台帳、共済細目書、作業日誌等の書類 (※ 農産物共済の共済引受面積で確認できる場合は、面積の現地確認は不要)</p>									
成果等の確認方法	取組年度の12月末までに、以下の方法で確認する。 「水田における作付状況(農林水産省)」により作付面積を確認する。									
備考	<ul style="list-style-type: none"> 各地域農業再生協議会が設定する新市場開拓用米作付助成(2万円/10a)との重複は可能とする。 水田活用の直接支払交付金及びコメ新市場開拓等促進事業との重複は可能とする。 支援年限は設定しない。 									

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

別紙2 低コスト生産の取組メニュー一覧

取組メニュー	取組内容
① 直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
② 高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③ プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
④ 温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑤ 作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑥ 土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑦ 効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑧ 効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑨ 化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑩ 化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑪ 農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑫ スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩手県		整理番号	3-①(継続 R5)		
使途名	【県枠メニュー】作付拡大助成(園芸作物)					
対象作物	園芸作物(具体的な作物名は別紙3)(基幹作物)					
単 価	30a以上の拡大:30,000円/10a(上限:35,000円/10a) 30a未満の拡大:20,000円/10a(上限:25,000円/10a)					
課 題	<p>【現状の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、県農業再生協議会が策定した「水田農業の推進方針(令和4年9月作成)」に基づき、需要に応じた米生産と併せ、転換作物の作付拡大を推進しているところであり、転換作物においては、園芸作物(野菜、花き・花木、果樹)を重点推進品目の一つに位置づけ、水田農業の高収益化を推進しているところ。 令和5年度から園芸作物の作付拡大を支援するメニューを措置したところであり、引き続き、収益性の高い水田農業への転換を支援することが必要。 <p>【前年度の目標の達成状況と要因】</p> <p>令和6年度の園芸作物の作付拡大面積は、ブロックローテーションの実施や畑地化の取組等により88haとなったものの、令和5年度の作付拡大面積分も含めると目標面積を上回っている。</p> <p>【今年度の対応】</p> <p>今年度も、引き続き、本助成により各対象作物の拡大の取組を支援する。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付拡大面積(ha) (単年度毎の本助成の 取組面積)	目標	50	100	100	100
		実績	112	88		
内 容	対象者が、対象作物の作付面積を前年産に比べ拡大した場合、当該拡大面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件</p> <p>① 実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ※ 収穫までに年数を要する作物については、収穫年まで岩手県農作物施肥管理指針に沿った肥培管理を行うことで対象とする。</p> <p>② 作付拡大の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 作付拡大面積は、対象作物の当年産の作付面積合計から前年産の作付面積合計を差し引いた面積とする。ただし、前年産に対象作物を作付していた農地において、当年産に対象作物の畑地化に取り組むこととなった場合は、当該畑地化面積を当年産の対象作物の作付面積に加算した上で、算定する。 施設栽培の場合は、施設の実面積を対象とする。 					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて、作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。</p> <p>2 取組要件</p> <p>① 現地確認、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。 (※収穫までに年数を要する作物については、作業日誌により岩手県農作物施肥管理指針に沿った肥培管理を行ったことを確認する。)</p> <p>② 作付拡大の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設栽培の場合は、現地確認等により施設の実面積を確認する。 作付拡大面積は、当年産と前年産の営農計画書及び現地確認結果等により確認する。 <p>※ 共済引受面積で確認できる場合は、面積の現地確認は不要。</p>					
成果等の 確認方法	取組年度の12月末までに、以下の方法で確認する。 対象作物の作付拡大面積について、交付対象面積を集計する。					
備考	<ul style="list-style-type: none"> 県枠メニュー(土地利用型野菜作付助成)及び畑作物産地形成促進事業との重複は可能とする。 支援年限は設定しない。 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

別紙3 作付拡大助成(園芸作物)対象品目一覧

対象作物

①野菜

えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、
ばれいしょ、加工用トマト、レタス、きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、
なす、ピーマン、ズッキーニ、ホウレンソウ、ブロッコリー

②花き・花木

りんどう、きく類(小ぎく、輪ぎく、スプレーぎく)

③果樹

りんご、ぶどう

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩手県		整理番号	3-②(継続 R5)		
使途名	【県枠メニュー】作付拡大助成(麦、大豆、飼料用とうもろこし、WCS用稲)					
対象作物	麦、大豆、飼料用とうもろこし、WCS用稲(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a(上限:15,000円/10a)					
課 題	<p>【現状の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、県農業再生協議会で作成した「水田農業の推進方針(令和4年9月作成)」に基づき、需要に応じた米生産と併せ、転換作物の作付拡大を推進しているところであり、転換作物においては、国産需要の高い麦・大豆を重点推進品目として、また、飼料用とうもろこしやWCS用稲の飼料作物を飼料価格高騰対策として、水田での作付拡大を進めているところ。 令和5年度から作付拡大を支援するメニューを措置したところであり、引き続き、需要に応じた生産に向けた支援が必要。 <p>【前年度の目標の達成状況と要因】</p> <p>令和6年度の作付拡大面積は、需要に応じた作付転換が進み、目標を上回る809haとなった。</p> <p>【今年度の対応】</p> <p>今年度も、引き続き、本助成により各対象作物の拡大の取組を支援する。</p>					
目 標			令和5年度 (大豆、飼料用とうもろこし)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付拡大面積(ha) (単年度毎の本助成の 取組面積)	目標	360	800	800	800
		実績	492	809		
内 容	対象者が、対象作物の作付面積を前年産に比べ拡大した場合、当該拡大面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件</p> <p>① 麦、大豆:実需者等と出荷・販売契約を締結し、出荷・販売を行うこと。 飼料用とうもろこし:実需者等と品質等の条件を含めた利用供給協定を締結し(自家利用の場合は自家利用計画書を作成)、 出荷・販売を行うこと。 WCS用稲:加工用米等取組計画が受理されていること。</p> <p>② 作付拡大の取組 作付拡大面積は、対象作物の当年産の作付面積合計から前年産の作付面積合計を差し引いた面積(※10a以上)とする。ただし、前年産に対象作物を作付していた農地において、当年産に対象作物の畑地化に取り組むこととなった場合は、当該畑地化面積を当年産の対象作物の作付面積に加算した上で、算定する。 なお、対象作物別の作付拡大面積は、作付拡大面積(合計)を、当年産の作付面積が前年産の作付面積よりも増加した対象作物の増加面積に応じて按分して算定する。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて、作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。</p> <p>2 取組要件</p> <p>① 現地確認、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。</p> <p>② 作付拡大の取組 作付拡大面積は、当年産と前年産の営農計画書、水田台帳等により確認する。</p>					
成果等の 確認方法	取組年度の12月末までに、以下の方法で確認する。 対象作物の作付拡大面積について、交付対象面積を集計する。					
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 水田活用の直接支払交付金及び畑作物産地形成促進事業との重複は可能とする。 支援年限は設定しない。 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩手県	整理番号	4(継続 R6)			
使途名	【県枠メニュー】小麦・大豆の地力向上助成					
対象作物	小麦、大豆(基幹作物)					
単 価	5,000円/10a(上限:10,000円/10a)					
課 題	<p>【現状の課題】 本県の麦・大豆作は、水田での転換作物として作付面積も一定の水準を維持している一方、単収は全国平均と比べて低い状況(全国対比 小麦:61%、大豆:68%)。低収の要因は、排水不良のほか、石灰資材の施用不足による土壌pHの低下等が挙げられる。このことから、土壌診断とそれに基づく施肥・土壌改良資材の適切な施用を推進し、産地全体の収量向上を図る。</p> <p>【前年度の目標の達成状況と要因】 令和6年度の大豆の単収は、排水対策や地力向上の取組により、前年度実績を上回る110kg/10aとなった。</p> <p>【今年度の対応】 令和7年度は、対象作物に麦を追加する。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	小麦の単収 (kg/10a)	目標	—	—	250	260
		実績	204	244		
	大豆の単収 (kg/10a)	目標	—	130	140	150
実績		91	110			
内 容	対象者が、土壌診断結果に基づいて、肥料や土壌改良資材を施用した場合、当該取組面積に応じて助成する。 (対象圃場:土壌診断の結果、改良が必要とされた圃場)					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等へ出荷・販売することを目的として、対象作物の生産・販売を行う経営所得安定対策(ゲタ対策)の交付申請者とする。</p> <p>2 取組要件 ① 実需者等と出荷・販売契約を締結し、出荷・販売を行うこと。 ② 同一の施肥管理を行っている圃場群毎に土壌診断を実施し、土壌診断結果(pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断)に基づき、肥料や土壌改良資材の施用を行うこと。 なお、投入資材の選定・投入量等の決定に当たっては、必要に応じて、JA又は普及センターの指導を受け、生産性向上に向けた取組を徹底すること。 ③ 排水、湿害対策を行うこと。 (暗渠、明渠、心土破碎、小畦立て播種、その他排水・湿害対策に資すると認められるもの)</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて、作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。</p> <p>2 取組要件 ① 現地確認、出荷・販売契約書及び販売伝票等の書類。 必要に応じて作業日誌等の出荷・販売・収穫・肥培管理等を行ったこと分かる書類。 ② 土壌診断結果、資材購入伝票、作業日誌等の書類。 ③ 排水・湿害対策を行ったことが分かる書類(作業日誌、写真等)。</p>					
成果等の 確認方法	取組年度の2月末までに、以下の方法で確認する。 単収は、数量払いの結果により確認する。					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金及び畑作物産地形成促進事業との重複は可能とする。 ・支援年限は設定しない。 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。